　第１３号議案

　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和６年２月２０日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和２９年品川区条例第７号）の一部を次のように改正する。

　　別表中

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品川区情報公開審議会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 | を |
| 品川区個人情報保護審議会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |
| 品川区行政不服審査会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |
| 品川区特別職報酬等審議会 | １８，０００円 |
| 品川区いじめ問題調査委員会 | 委員長　　　　　　２３，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円  」 |
| 品川区財産価格審議会 | １７，０００円 |

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品川区財産価格審議会 | １７，０００円 | に、 |
| 品川区特別職報酬等審議会 | １８，０００円 |
| 品川区いじめ問題調査委員会 | 委員長　　　　　　２３，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |
| 品川区情報公開審議会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |
| 品川区個人情報保護審議会 | 会長　　　　　　　２２，０００円  委員　　　　　　　２０，０００円 |
| 品川区行政不服審査会 | 会長　　　　　　　２２，０００円 |
|  | 委員　　　　　　　２０，０００円 |

」

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品川区奨学金運営委員会 | １４，０００円 | を |
| 品川区子ども・子育て会議 | 会長　　　　　　　２３，０００円  副会長　　　　　　２０，０００円  」  委員　　　　　　　１４，０００円 |

「

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 品川区子ども・子育て会議 | 会長　　　　　　　２３，０００円  副会長　　　　　　２０，０００円  委員　　　　　　　１４，０００円  」 | に |
| 品川区奨学金運営委員会 | １４，０００円 |

改め、同表品川区介護保険制度推進委員会の項および品川区介護認定審査会の項を削り、同表品川区障害者介護給付費等支給審査会の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区介護保険制度推進委員会 | 委員長　　　　　　２０，０００円  委員　　　　　　　１４，０００円 |
| 品川区介護認定審査会 | 会長　　　　　　　２０，０００円  医療系の委員　　　１９，０００円  その他の委員　　　１２，０００円  （委員が合議体の長となる場合にあつては、２０，０００円） |

第２条　品川区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

　　別表品川区行政不服審査会の項の次に次のように加える。

|  |  |
| --- | --- |
| 品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議 | 会長　　　　　　　２３，０００円  副会長　　　　　　２０，０００円  委員　　　　　　　１４，０００円 |

　　　付　則

　この条例は、令和６年７月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、同年４月１日から施行する。

　（説明）品川区ジェンダー平等と性の多様性を尊重し合う社会推進会議の委員の報酬日額を定めるほか、組織改正に伴い規定を整備する必要がある。